

I-1 医療安全管理指針

(医療安全管理に関する基本的考え方)

第1条 医療現場では、医療従事者の不注意が予期しない状況や医療上望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。病院及び病院職員には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められており、日々検討を積み重ねる中で、患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築していくことが必要である。本指針はこのような考え方のもと、職員個人レベルでの事故防止への取り組みと、病院全体での組織的な事故防止対策の二つの対策を推進することにより、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して医療を受けられる環境づくりを目指すものである。

(医療安全管理の指針)

第2条 職員は、常に医療事故の危険性を十分認識し、「危機意識」をもって業務にあたる。

- 2 職員は、患者の安全を最優先に考え、患者中心の医療提供に心がける。
- 3 職員は、すべての医療行為で、その内容を十分理解し、安全を確保するため「確認」を励行する。
- 4 職員は、患者に対し診断や治療内容等についての十分な説明と、同意が得られるよう誠実にインフォームド・コンセントを実施する。
- 5 職員は、医療事故の防止のため正確かつ丁寧に診療に関する諸記録を作成する。
- 6 職員は、自己の肉体的、精神的状況を客観的に把握・管理し、健康状態を維持する。
- 7 職員は、関連部署間での情報共有を密にし、チーム医療の推進に努める。
- 8 職員は、医薬品に対する十分な知識を深め、安全に使用する。
- 9 職員は、院内感染に対する学習、研修を行い、その事故防止に努める。
- 10 職員は、医療機器や用具等の操作方法を熟知し、安全に使用する。

(医療安全管理に係る職員の教育・研修に関する基本方針)

第3条 医療安全マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を策定し職員へ周知するとともに、医療安全管理に関する組織的な研修を計画的に実施する。

(医療事故等発生時の対応に関する基本方針)

第4条 医療事故が発生した場合には、患者に対して医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちに対応できる体制を整備する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行なう。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

(医療事故等の報告及び改善策の立案に関する基本方針)

第5条 医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。

(当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針については、院内イントラネットに掲載し全職員に周知するものとする。

(患者からの相談への対応に関する基本方針)

第7条 患者やその家族からの苦情及び相談について、患者相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入退院・医療福祉に関するもの、及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

(その他医療安全の推進のために必要な基本方針)

第8条 医療安全の推進のため、マニュアルの見直しを継続して行い、改正内容について職員への周知徹底を行なう。他の医療機関等の安全対策や医療事故等の有用な情報収集を行い、必要があると判断された場合には、職員への周知を速やかに行う。

(附 則)

本指針は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

本指針は、平成28年4月1日から改正施行する。